

I. 平成26年～30年の対応方針において、令和元年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和元年11月12日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、 <u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度から実施しているモデル事業（令和2年2月終了）の分析結果等を踏まえ、令和元年度中に結論を得る。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	保育標準時間と保育短時間の統合 (子ども・子育て支援法)	内閣府 厚生労働省	<p>子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20条4項）については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。</p> <p>子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。 (令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ) 検討の結果、保育標準時間と保育短時間を統合した場合、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育の長時間化につながるとの懸念が指摘されていることから、今回の見直しは行わないこととした。</p> <p>なお、上記取りまとめでは、保育標準時間と保育短時間の区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、引き続き検討すべきとされたところ。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	<p>幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 (子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の設置階（同省令6条4項）については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ [措置済み] ・ 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。（令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ） 検討の結果、幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、既に満3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能であることなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととすべきとされたところであり、見直しは行わないこととした。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等） （動物の愛護及び管理に関する法律）</p>	環境省	<p>動物取扱責任者研修（施行規則10条）については、より効果的かつ率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。</p> <p>あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。<u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>研修内容の在り方については、平成30年12月の中央環境審議会動物愛護部会の「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）Ⅲ 4. 動物取扱責任者」の対応の方向性、改正動物愛護管理法（令和元年6月19日公布）の内容を踏まえ、地域の実情に合わせて都道府県知事等の裁量を確保するため省令の規定の見直しを行い、研修回数・時間に係る義務付けを廃止する方向で、中央環境審議会の答申がなされた（令和2年1月24日付）ことから、本答申を受け、関連省令に係る必要な措置を講じていく予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	<p>認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化 (児童福祉法、子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法27条1項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平26内閣府令44）2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に關与することについては、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。 市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [措置済み] ・ 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。（令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ） 検討の結果、市町村が行う利用者負担額の徴収事務について、幼児教育・保育の無償化により、市町村による強制徴収の対象を拡大する意義は薄くなっているとされたことから、見直しは行わないこととした。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	認定こども園での 障害児等支援にか かる補助体系の見 直し (私立学校振興助 成法、子ども・子 育て支援法)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭51政令289）4条1項2号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法59条4号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>[措置済み]</p> <p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。（令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ）</p> <p>検討の結果、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳児については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべき ②更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討すべき <p>とされたところ、令和3年度から学校法人立認定こども園の3～5歳児について一律私学助成の補助対象とするよう、要件を改正予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	子ども・子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し（子ども・子育て支援法）	内閣府 文部科学省	幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、 <u>平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度に実施した調査研究の結果も踏まえつつ、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。（令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ） 検討の結果、幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、現時点で一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えず、引き続き多様な活動を現行の支援事業等を通じて支援していくべきとされたところであり、見直しは行わないこととした。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化 (子ども・子育て支援法)	内閣府	<p>子どものための教育・保育給付の認定(19条1項)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。(令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ) 検討の結果、既に3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、区分が切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知をすれば良い取扱いとしたところであり、変更の時点の見直しなど、支給認定の区分変更の在り方については、更なる制度改正を行うことによって生じる影響等への懸念が大きいため、現行の制度を維持すべきとされたところであり、見直しは行わないこととした。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大 (地方独立行政法人法)	総務省	地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、 <u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>提案団体は当初、市町村の文化施設等を共同で管理・運営し、効率化を図るため、地方独立行政法人による管理・運営を想定していたところ。</p> <p>その後、都道府県と市町村との検討会の中で、まずは文化施設等の共同利用から開始し、段階的に共同管理・運営を検討していくこととしたため、当初想定していた地方独立行政法人による施設の管理・運営は当面見込まれず、令和元年度中に提案団体から具体的な成案を得ることが困難となったことから、今後改めて具体的な支障が生じた際に、再度提案を受け付けることとした。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	処遇改善等加算の認定権限の移譲 (子ども・子育て支援法)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。(令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ) 検討の結果、処遇改善等加算の認定権限の移譲については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村との間で協議が整っていること、広域利用時の事務の重複を回避することを前提として、当該市町村に移譲することを認めるべきとされたところ、令和2年度から、都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができるよう、通知の改正を行う予定。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化（難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、 <u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	指定難病の特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票の記載事項について、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減するため、必要な措置を検討中。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
12	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	利用実態等に係る調査を実施。 (当該調査の中間報告を踏まえ、対応について検討を進めているところ)
13	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和 (介護保険法)	厚生労働省	要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)において、「認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者も実施できることとすることが適当である。その際には、資格や経験の要件等を適切に設定するなど、認定調査員の質の確保に留意する必要がある。」と取りまとめられたことを踏まえ、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)等の改正を実施予定(令和2年3月公布、同年4月1日施行予定)。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査） 周期の見直し（児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（厚生労働省子ども家庭局保育課）において、指導監査に当たっての留意事項を示したところ。児童福祉施設に対する施設監査については、現在、都道府県等における監査の効率化の取組みに関する調査研究事業を実施しており、令和元年度内に取組事例等を集約した報告書を取りまとめ、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会中間取りまとめ」（令和元年12月4日）において、介護保険法に基づく実地指導の頻度について、1～2年以内の取組として「適切な事業運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度について、さらなる効率化を図られるよう検討を行う」とされた。老人福祉施設に対する施設監査については、その周期も含め、介護保険施設との整合性を図るため、同委員会での結論を待つ必要な見直しを進め、令和2年度中に結論を得る。</p> <p>その他の施設については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体等の事務負担の軽減に資するよう、施設監査の実態等を把握した上で、施設監査の項目等の効率化に関して令和元年度中に結論を得る。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	<p>子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃 (子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を実施。（令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ） 検討の結果、処遇改善等加算Ⅱの施設内での配分方法については、加算の取得割合が着実に向上している一方で、未取得の理由に職責と給与の逆転を挙げる施設が多いことを踏まえ、加算の取得のきめ細やかな支援や効果の状況を見極めつつ、定額配分者の最低人数の更なる緩和を引き続き検討すべきとされたところ、令和2年度から処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和するよう、通知の改正を行う予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（厚生労働省子ども家庭局保育課）において、指導監査に当たっての留意事項を示したところ。 現在、都道府県等における監査の効率化の取組みに関する調査研究事業を実施しており、令和元年度内に取組事例等を集約した報告書を取りまとめ、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体等の事務負担の軽減については、現在、難病法等の施行後5年後見直しに係る厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）において、検討している。当該検討の結果も踏まえ、地方公共団体及び保険者と協議を行いながら、必要な対応を行う予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	環境省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、</p> <p>同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p> <p>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>[措置予定]</p> <p>[措置済み]</p> <p>[措置予定] (参考) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）については、8月から10月にかけて地方公共団体に対して、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題に係るアンケート調査を実施。</p> <p>10月から有識者や関係団体等を含む検討会を開催し、当該調査結果について報告した。引き続き、2月に開催予定の検討会にて必要な対応を検討し、令和元年度中に結論を得る。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設 (消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業)	総務省	<p>消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> [措置済み] [措置済み] (参考) 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得について、普通自動車免許を有していなくとも可能であること及び地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知するため、令和元年10月23日に全日本指定自動車教習所協会連合会を通じて全国の自動車教習所等に関係資料を配布した。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型自動車免許取得のための方策について検討中。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	<p>住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化 (所得税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	内閣府 金融庁 財務省	<p>(i) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>[措置済み]</p> <p>(ii) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省に対して調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、必要な措置について検討中。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～30年の対応方針において、令和2年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

※前回会議（令和元年11月12日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① その他

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲 (特定非営利活動促進法)	内閣府	特定非営利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限（9条）については、条例による事務処理特例制度による運用状況や都道府県、中核市等の意見を踏まえつつ、 <u>中核市への移譲について検討し、必要な措置を講ずる。</u>	<p>全58中核市のうち、19市（33%）が、条例による事務処理特例制度を活用して権限移譲を受けている（平成31年4月1日時点）一方で、権限移譲への賛成は都道府県が3割弱、中核市では1割弱という状況（平成28年、平成29年にアンケート実施）である。</p> <p>また、提案団体に確認したところ、権限移譲がなくとも、本提案の主な目的である、特定非営利活動法人の特徴を活かした協働事業等の促進が図られる仕組みを整えており、提案団体においても、権限移譲の必要性が乏しいと結論付けられたところである。</p> <p>このように、都道府県、中核市へのアンケート結果により、権限移譲のニーズは多くなく、提案団体においても、権限移譲の必要性が乏しいという結論であることから、特定非営利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限（9条）の中核市への権限移譲は行わないこととする。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和（学校教育法及び地方独立行政法人法）	総務省 文部科学省	公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事情の変更により、提案団体においても、具体的な支障が生じていない状況となっていることから、今後地方公共団体から具体的な支障に基づく提案を受けた時点で、改めて検討を行うこととする。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	厚生労働省	重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、 <u>2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助等の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の中で各自治体が支援を行う取組を、令和2年度予算(案)において事業化した。